

日野町文化財保護基金条例

昭和60年3月26日

条例第2号

(設置の目的)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定により、日野町内に所在する文化財の保護、保存をはかるため、日野町文化財保護基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立)

第2条 基金として積立てる額は、日野町一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他、最も確実かつ有利な方法により、保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じて最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

「文化財保存活用基金」設置自治体の例

文化財保存活用基金とは、文化財の保存や活用を推進するために設置される基金。文化財の所有者が計画的に保存修理を行うための補助事業の財源として自治体予算を積み立てる基金や、寄付金によって文化財の保存や活用を推進する事業を行う基金などがある。

文化財の保存とは、文化財を適切な状態に維持すること（日常的な管理や修理など）を指し、活用とは、文化財を公開して鑑賞や学術的に利用したり、地域振興や観光・産業振興、まちづくり、教育などに取り組んだりすることを指す。

文化財保存活用基金を設置している自治体には、大阪府枚方市や、京都府京丹後市、埼玉県入間市などがある。また、京都国立博物館では2012年に「京都国立博物館文化財保護基金」を設立し、貴重な文化財の保護活動に必要な資金を寄付金でまかなっている。

枚方市文化財保存活用基金とは

長い年月を経て守り継がれてきた文化財は、一度失われたら元に戻すことはできません。そのため、保存、修理、また活用しながら、現在、未来に良い状態で伝えていく必要があります。

歴史の薫りを豊かに伝えるまちをめざして、文化財の保存及び活用を推進する事業に活用するため、平成31年3月に創設した基金です。

みなさまからの寄付で文化財の保存と活用を推進する事業を行います

文化財を地震・火災等の災害から守り、保存修理する事業、文化財の魅力を分かりやすく発信する事業、文化財愛護の心を育てる事業に活用していきます。

入間市文化財保存活用基金について

市民や本市を訪れる人々に、入間市の歴史・文化を感じていただける貴重な文化財を、将来にわたり大切に保存していくため、また魅力あるまちづくりにつながる活用を行っていくため、その事業に必要な資金を積み立てる基金を設置しております。

多くの皆様のご協力をよろしく願いいたします。

このような事業に役立てていきます！

「旧石川組製糸西洋館」の保存整備事業

「旧黒須銀行」の復元修理事業

その他市指定文化財等の保存活用事業

基金への協力方法

募金箱の設置、窓口での寄付、ふるさと納税 等

マイナンバー制度は個人情報情報を分散管理

